

年 月 日

（あて先）三鷹市長

土地所有者 住 所
氏 名
電話番号

建 築 主 住 所
氏 名
電話番号

申請代理人 住 所
氏 名
電話番号

狭あい道路拡幅整備協議申出書

三鷹市道路整備等に関する取扱要綱第9条第1項の規定に基づき、下記の後退用地について、協議を申出ます。本申出書は、同要綱第15条の規定には該当しないことを確認し、作成しています。なお、本申出書の内容と事実が相違した場合又は6月以上連絡がとれない場合は、提出した本申出書及び添付書類を取り下げ再申請することに同意します。

記

1	所在地	(住居表示) 三鷹市 丁目 番 号 (地番) 三鷹市 丁目 番
2	狭あい道路の種別	(1) 建築基準法第42条第2項道路 (2) 建築基準法第42条第1項第5号（位置指定道路） (3) 建築基準法第42条第1項第1号（現況幅員不足） (4) 東京都建築安全条例第2条（隅切り） (5) その他（ ）
		(1) 市道 (2) 私道 (3) 認定外道路 (4) その他（ ）
3	道路の現状	道路幅員 m ～ m
		境界確定（公道） 有 ・ 無
		市道番号（市道のみ） 市道第 号線
4	整備希望時期	年 月 頃
添付書類 (1) 現地案内図 (2) 公図（複写可※） (3) 後退用地平面図（2部） (4) 位置指定道路図 (5) 境界確定図（公道） ※ 公図（複写）は、現時点での申請地及び隣接地の現況を反映しているものを添付してください。		

建築指導課長	担当課長	課長補佐	係長	主査	主任・係
道路管理課長	担当課長	課長補佐	係長	主査	主任・係

5 協議内容

後退方法	区分	市道	私道	認定外
	(1) 寄附			
	(2) 無償貸付			
	(3) 自主整備・自主管理			
物件補償	有・無（上記(1)の場合のみ）			
その他				

6 後退用地の状況

後退用地に門・塀等のある場合「○」 ない場合「―」	所有関係	門扉	ブロック塀	万年塀	その他
	申請者所有				
	関係者共有				
	その他 ()				

注意事項

- ※1 通知書の交付は、**おおむね3週間程度**（書類の不備や図面訂正等があれば、3週間以上かかる場合があります。）となります。
- ※2 本申出書提出までに後退線の位置が確認できるように、基準点鋺等を現地に設置し、後退用地平面図に後退位置を明示してください。（鋺等が設置できない場合は計算点で結構です。）また、後退用地にある門・塀等についても後退用地平面図に明示してください。

通知書受領書

狭あい道路拡幅整備協議通知書を確認のうえ受領しました。

受領日 年 月 日

会社名

住所

電話番号

受取人氏名